

2 都市景観

～歴史・文化・みどりにより風格ある都市景観が醸成されたまち

<基本計画の目標>

豊かな自然環境と歴史的遺産等が融和した古都にふさわしい都市景観の形成をめざします。
 都市の歴史を彷彿させ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成をめざします。
 地域の貴重な景観資源の保全とともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観形成をめざします。
 緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成をめざします。
 市民・事業者・NPO等との協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりを積極的に推進します。

<目標指標>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H18	H19	H20	H21	H22年度 目標値	H27年度 目標値
景観形成のルールを定めている地区の面積(+)	景観計画(全市域対象)に詳細なルールを定めている地区、景観法による景観地区の合計面積	0 ha	37 ha	252 ha	252 ha	252 ha	272 ha	371 ha
都市計画法による地区計画の箇所数(+)	都市計画法による地区計画を定めた地区の合計数	8 地区	8 地区	8 地区	8 地区	8 地区	10 地区	13 地区
屋外広告物の未申請物件数(-)	屋外広告物法に基づく未申請物件数	/	215 件	181 件	180 件	145 件	143	87
景観意識の浸透率(+)	鎌倉らしい景観に関心を持ち、行動している市民の割合	18.2 %	18.3 %	18.2 %	16.1 %	17.1 %	28 %	38 %
市民満足度	サブタイトルにあるまちの実現状況について、市民が実感している割合	56.6 %	54.7 %	55.2 %	59.5 %	62.2 %	57 %	57 %

<これまでの取組の評価～進捗と課題>

評価: ◎80%以上の成果、○50%以上の成果、△30%以上の成果、×30%以下の成果

・景観部

<昨年度からの課題>

地区レベルで都市景観形成の充実を図るため、本市ではじめての都市計画の市民提案をめざします。また、屋外広告物の未申請物件について、処理未了件数を年々減らすよう掲出者と協議に努めてきましたが、平成20年度は処理件数が伸びませんでした。景観への意識啓発については毎年努めていますが、平成20年度は景観意識の浸透率が低下しました。

<進捗>

鎌倉景観地区及び北鎌倉景観地区において景観法に基づく諸制度を運用し、引き続き都市景観形成の充実を図りました。また、北鎌倉東地区でより細かいルールとなる「まちなみの作法集」を作成し、市民からの都市計画提案がなされました。屋外広告物の未申請物件について、個々の掲出者との協議を進めたところ、平成21年度は予想を上回る未処理件数の減少につながりました。景観意識の浸透率向上に向け、優れたデザインの看板を表彰した景観づくり賞のパンフレットを配布したり、将来を担う子どもたちを対象とした親子景観セミナーを実施しました。

<課題>

屋外広告物の未申請物件については、掲出者との協議に時間を要するケースが少なくありません。景観意識の浸透率の向上については、高い目標値との差が小さくありません。

担当部の評価



・まちづくり政策部

<昨年度からの課題>

・都市景観は、まちづくりを進めていく上で重要な要素の一つであることから、様々な機会を捉えて地域のまちづくりの重要性について普及啓発を行うなど、一層の意識高揚を図ることが求められます。

<進捗>

・平成20年3月に高度地区及び景観地区を指定後、さらに質の高いまち並みづくりやきめ細かいルールづくりのために、北鎌倉東地区の地元住民の方々と協議を重ねた結果、平成21年8月に景観地区の内容を変更することの都市計画提案書が地元住民代表から提出されました。それを受けて、市では提案の内容に基づいて都市計画変更をする必要があると判断し、その旨、提案者に対して通知を行い、手続に必要な図書の作成を終了しました。

・地区計画の策定に関する相談があり、都市計画決定に向けた検討・調整を進めています。

・良好なまちづくりを自主的に考えている2地区において、地元住民からの要請等に基づく説明会を開催し、目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて理解を深めました。引き続き自主まちづくり計画の提案に向けて協議を進めています。

<課題>

・都市計画提案書の内容を考慮し、提案区域（約0.9ha）を含む北鎌倉景観地区観光型住商複合地（約2.4ha）についての都市計画変更にあたって、区域拡大部分を含む権利者から同意を得る必要があります。

・地区計画やまちづくり計画の策定にあたっては、地区住民の十分な理解と合意形成が不可欠となるため、今後も積極的な取り組みを行っていく必要があります。

担当部の評価



<今後の展開(取組方針)>

・景観部

・引き続き景観地区をはじめとする景観法各制度を市民等へ効果的に周知して普及啓発に努めるとともに、地域ごとのより細やかな景観形成を進めるため、特定地区等のルールの運用を図ります。

・屋外広告物の未申請物件については、個々の屋外広告物の掲出者に対し、屋外広告物制度の趣旨を説明して理解を求め、引き続き未申請物件の減少に努めていきます。

・景観に対する意識の啓発に向けて、景観づくり賞の実施についてはアンケート等により広く市民に意見を聴き、特に、若い世代が景観に関心を持つような事業を実施するなどし、幅広い世代への意識啓発に取り組んでいきます。

・まちづくり政策部

・都市計画提案に関しては、都市計画変更の実現に向けて権利者の十分な理解が得られるよう対応していきます。権利者との調整が終了次第、素案の閲覧、公聴会の開催、法定縦覧及び都市計画審議会への付議など、一連の都市計画手続を進めていきます。

・地区計画やまちづくり計画の策定等にあたっては、今後も説明会の開催を行い、地区住民の目指すべきまちづくりの方向や具体的なルールについて一層の理解を深めます。特に地区計画の策定については、目標指標である平成27年度13地区を目指し、積極的に取り組んでいきます。

鎌倉市民評価委員会の評価

～評価委員は、この分野の取組について次のように評価しています。



評価できるところ

- ・ 鎌倉駅周辺及び北鎌倉駅周辺地域を景観地区に指定し、高さ制限など都市景観形成の充実を図った点は評価できる。
- ・ 景観に関する都市計画の市民提案は評価出来る。
- ・ 景観に関してはみどりと同様に鎌倉らしさの象徴であるためその景観を守る努力をしていることに関しては十分に評価できる。また、景観形成のルールを定めている地区の面積も現在は維持されているので、景観を守る努力の結果と読み取れる。また、市民を巻き込んだ「まちなみ作法集」の作成など市民が参画し、具体的にその景観を守る重要性を感じる事業は非常に効果的で評価に値する。



課題・提言

- ・ 景観意識の浸透率が低水準であり、継続的な取り組みが求められる。
- ・ 駐車場や屋外看板の環境への配慮など、民間側への景観対策誘導を効果的に進め、古都にふさわしい景観形成をめざすべきである。
- ・ 大船駅周辺は原色を使った目立つ屋外広告が多く、都市景観が損なわれている。旧鎌倉地域以外にも景観保全を広げたい。景観保全に協力した企業は市が積極的に宣伝しても良い。
- ・ 屋外広告物の規制に関しては、毎年どのような普及啓発活動を行っているのかを表示し、目標指数としては未申請物件数よりも、事業者に対する規則の普及率の増加にした方が、成果が分かりやすいのでは。